

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第15号

### 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納稅義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が63万円を超える場合 には、63万円）、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からウ及び エに掲げる額を減額して得た額（当該 減額して得た額が19万円を超える場合 には、19万円）並びに同条第4項 本文の介護納付金課税額からオ及びカ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が17万円を超える場合 には、17万円）の合算額とする。 〔(1) 略〕	(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納稅義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が63万円を超える場合 には、63万円）、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からウ及び エに掲げる額を減額して得た額（当該 減額して得た額が19万円を超える場合 には、19万円）並びに同条第4項 本文の介護納付金課税額からオ及びカ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が17万円を超える場合 には、17万円）の合算額とする。 〔(1) 略〕

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

[ア～カ 略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

[ア～カ 略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

[ア～カ 略]

[ 2 略]

[ア～カ 略]

[ 2 略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。